

アメリカ法における精神疾患者の 不法行為責任

大 北 由 恵

目次

- I. はじめに
- II. アメリカ法におけるネグリジェンス
 - 1. ネグリジェンス概論
 - 2. ネグリジェンスの成立要件
 - 3. 関係主義的ネグリジェンス理論
- III. 精神疾患者のネグリジェンス認定基準
 - 1. 精神疾患者のネグリジェンス認定基準
 - 2. 精神疾患者に合理人の基準が適用される根拠
 - 3. 学説
- IV. 神経科学の発達と精神疾患者の不法行為責任
 - 1. 不法行為責任の基礎と神経科学
 - 2. 不法行為法以外で神経科学的な証拠が認められた判例
 - 3. 証拠の許容性テスト
 - 4. 神経科学的な証拠の導入可能性とその問題点
- V. おわりに

I. は じ め に

わが国では、民法713条において、精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力（以下、「責任能力」とする。）⁽¹⁾を欠く者（以下、「精神

(1) 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、第3版、2001年）189頁。

「患者」⁽²⁾とする。)が他人に損害を与えた場合の賠償責任を免除する一方で、714条1項では、その者を監督する者に監督義務者として責任を負わせている。また、同条ただし書きにおいて、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときには免責されると規定されている。ここで、713条における「責任能力」とは、他人に損害を与えた場合に不法行為がなされたとして賠償責任を負担させるために、その者が備えていることが必要である一定の知能または判断能力のことであり、この能力が欠ける者を「責任無能力者」とよぶ⁽³⁾。過失責任主義の下では、不法行為責任を帰せしめるためには、「故意過失の前提として一定の責任能力の存在が必要となる」⁽⁴⁾と考えられていたが、現在では、「一定の者の保護のための政策的規定」⁽⁵⁾と解されており、具体的正義実現のために社会的な弱者である責任無能力者を免責するという「弱者保護」の法思想から生まれた制度であると考えられている。

このように、責任無能力者の不法行為責任が免除されることになると、被害者が救済されないという問題が生じてくるため、法典調査会において、被害者救済のために財力のある監督義務者に責任を負わせるべきであるという主張⁽⁶⁾がなされた。そこで、行為者本人に責任能力がない場合には、

(2) 日本法においては、「精神障害者」という表現が用いられることが多く、また、「(精神障害を理由とする)心神喪失者」という表現が用いられることもあるが、本稿では「精神患者」という表現を用いる。

(3) 藤岡康宏『民法講義V不法行為法』(信山社, 2013年)134頁。責任無能力者は、713条で規定されている精神患者の他に、712条で規定されている未成年者のことも指す。

(4) 加藤一郎『不法行為』(有斐閣, 増補版, 1982年)140頁。

(5) 平井宜雄『債権各論II不法行為』(弘文堂, 1997年)92-93頁, 平井宜雄『損害賠償法の理論』(東京大学出版会, 2004年)418頁。前田達明『民法VI2(不法行為法)』(青林書院新社, 1980年)65頁, 森島昭夫『不法行為法講義』(有斐閣, 1987年)138頁でも同様の主張がなされている。

714条の規定に基づいて、監督義務者は、「その監督義務を怠らなかつたことを証明しないかぎり責任無能力者の行為について賠償の責に任じなければならぬ⁽⁷⁾」とされた。このように、日本民法は、「過失責任の原則（自己責任の原則）を貫くために、七一四条にただし書を付して、監督義務者自身の行為義務違反にもとづく責任という形式をとっている⁽⁸⁾」が、実際にただし書の免責規定が認められることはほとんどなく、具体的な監督義務違反がない場合にも課される監督義務者の責任は、「危険責任⁽⁹⁾」や「一種の保証責任⁽¹⁰⁾」であると主張されており、その根拠は「家族関係の特殊性⁽¹¹⁾」に求められる。しかし、過失責任主義の立場からは、「監督義務者」であるということから直ちに責任が生ずるわけではないという批判的な見解もある⁽¹²⁾。

これまで、わが国では、精神疾患者の不法行為に対する監督義務者の責任は、具体的な過失を検討することなく広く認められてきた。しかし、近年では、認知症高齢者の不法行為に関して、最判平成28年3月1日民集70巻3号681頁（以下、「JR 東海事件」とする。）⁽¹³⁾において、同居の配偶者 Y1

(6) 法典調査会議事録 (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1367568/6?full=1>), 星野英一「連載・日本不法行為法リステイトメント⑩責任能力」ジュリ 893号(1987年) 87頁。

(7) 幾代通『不法行為法』(筑摩書房, 1977年) 180頁。

(8) 前田達明・前掲注(5) 137頁。

(9) 松坂佐一「責任無能力者を監督する者の責任」我妻先生還暦記念『損害賠償責任の研究(上)』(有斐閣, 1957年) 161頁, 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為(下巻)』(青林書院, 1985年) 670頁。

(10) 平井・前掲注(5)『債権各論』214頁。

(11) 加藤・前掲注(4)『不法行為』159頁, 平井・前掲注(5)『債権各論』214頁, 潮見佳男『不法行為法I』(信山社, 第2版, 2013年) 408頁。

(12) 林誠司「監督者責任の再構成(一)」北法55巻6号(2005年) 2278頁。

(13) 認知症高齢者A(事故当時91歳)が、徘徊中にJR東海の駅構内の線路上に立ち入り、列車にはねられて死亡したため、JR東海は、Aの遺族

および遠方に居住する長男 Y2 の両者は、A の第三者に対する加害行為を防止するために A を監督することが現実的に可能な状況にあったということとはできず、また、監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえないため、いずれも法定の監督義務者に準ずべき者に当たるといふことはできないとして責任を否定した⁽¹⁴⁾。このように、精神疾患者には 714 条の監督義務者が常にいるわけではないということであるならば、これまで 714 条の監督義務者の責任と一体となって機能してきた 713 条によ

(妻 Y1 および長男 Y2) に対して、この事故による列車遅延によって生じた損害について賠償請求をした事案である。なお、Y1 は事故当時 85 歳であり、要介護 1 の認定を受けていた。また、Y2 は仕事の都合上、離れて暮らしていたが、介護体制を含む家族の重要事項を決定する地位にあった。本判決に関する文献として、宮下修一「認知症高齢者の列車事故と不法行為責任・成年後見制度のあり方」『JR 東海列車事故第一審判決』がもたらすもの一 静法 18 卷 3・4 号 (2014 年) 576 頁以下、前田太朗「判批」新・判例解説 Watch (法七増刊) 15 号 (2014 年) 83 頁以下、窪田充見「責任能力と監督義務者の責任—現行法制度の抱える問題と制度設計のあり方」現代不法行為法研究会編『現代不法行為法の立法的課題』(商事法務、2015 年) 71 頁以下、久須本かおり「認知症の人による他害行為と民法 714 条責任、成年後見制度」愛大 203 号 (2015 年) 67 頁以下、窪田充見「判批」ジュリ 1491 号 (2016 年) 62 頁以下、樋口範雄「『被害者救済と賠償責任追及』という病—認知症患者徘徊事件をめぐる最高裁判決について」曹時 68 卷 11 号 (2016 年) 1 頁以下、前田陽一「認知症高齢者による鉄道事故と近親者の責任 (JR 東海事件)—精神障害による責任無能力者をめぐる解釈論・立法論の検討素材として」論究ジュリ 16 号 (2016 年) 17 頁以下、田上富信「認知症患者の徘徊事故に対する監督義務者の責任」愛学 58 卷 1・2 号 (2017 年) 399 頁以下、城内明「精神障害者の不法行為と監督義務者の責任」末川民事法研究 1 号 (2017 年) 29 頁以下等がある。

(14) なお、最高裁判決において、Y1 および Y2 に責任がないという結論に関しては 5 人の裁判官の意見は同じであったが、3 人の裁判官が Y1 および Y2 は法定の監督義務者に当たらないとして責任を否定したのに対して、2 人の裁判官は Y2 は監督義務者に当たるものの、注意義務を尽くしていたため過失がないとして責任を否定した。

る精神疾患者の免責は、全体として「法の欠缺」を生じさせているともいえる。⁽¹⁵⁾

これまで責任無能力者を免責してきた背景には、これらの者は一般的に無資力であると考えられてきたため、被害者救済のために（政策的に）資力のある監督義務者に責任を負わせてきたという事情がある。⁽¹⁶⁾しかし、このような前提が認知症高齢者というカテゴリーにも当然に当てはまるわけではないのであり、⁽¹⁷⁾このような場合にも加害者の賠償能力を完全に排除することができるかという問題⁽¹⁸⁾が出てくる。この点に関して、「加害者の（財産など）賠償能力を考慮して、衡平の見地から責任無能力者に対しても賠償責任を負担させ⁽¹⁹⁾る「衡平責任」という考え方に基づいて、賠償能力のある責任無能力者に責任を負わせるべきではないかという見解がある。また、未成年者とは異なり、精神疾患者は原則または例外として賠償責任を負う必要があるのではないかとの見解も多数見受けられる。⁽²⁰⁾例えば、精神疾患者には監督義務者がいないことが多い点を考えると、「理論上はこちらの方こそ責任原則主義をとる必要があるともいえる⁽²¹⁾」という見解や、「監護義務者の損害賠償についても、保護（義務）者や家族ではなく加害者本人が負うとする立法的あるいは解釈的な提言が通説化していてもよかったのではないだろうか⁽²²⁾」という見解がある。さらに、比較法的な観点から

(15) 窪田・前掲注(13)「責任能力と監督義務者の責任」81-82頁。

(16) 平井・前掲注(5)『債権各論』93頁。

(17) 窪田・前掲注(13)「責任能力と監督義務者の責任」93頁。

(18) 水野紀子「精神疾患者の家族の監督者責任」町野朔先生古稀記念『刑事法・医事法の新たな展開（下巻）』（信山社，2014年）258頁。

(19) 藤岡・前掲注(3)142頁。

(20) 加藤・前掲注(4)『不法行為』142頁，澤井・前掲注(1)191頁，水野・前掲注(18)267-268頁，益澤彩「過失不法行為における帰責・免責システムの構造（二・完）」民商126巻2号（2002年）237頁。

(21) 星野・前掲注(6)89頁。

も、精神疾患を理由とした免責は広く共有されていない点、および、精神疾患を理由とする免責を定める国々においても、例外的に、責任無能力者の賠償責任を認める規定を置いている点が指摘でき、わが国の制度はかなり特異なものと位置づけられる⁽²³⁾。このように、衡平責任という観点から精神疾患者が責任を負うという例外を設けることもなく、精神疾患者を完全に免責するわが国の制度は、監督義務者が実質的な無過失責任を負うことで成り立っており、監督義務者に過度な負担を強いてきた。

また、被害者の救済に重点を置き、監督義務者に責任を負わせることになると、精神疾患者が他人に危害を与えないように拘禁することになりかねないため、家族が賠償責任を負うことが社会にもたらす萎縮効果、チリング・エフェクトという点から、「民法の解釈としては、精神障害者が加害者になった場合、介護する家族の責任は、よほど悪質な場合以外は問うべきではない⁽²⁴⁾」との指摘もある。わが国では、被害者の救済を強調するあまり、監督義務者に過度な負担を強いており、過失責任主義の原則が形骸化しているのではないかと考えられる。監督義務者が合理的に防止できないような損害の填補に関しては、保険制度の充実のように別途政策的に検討すべきではないかと考えられる。このように、監督義務者の責任を具体的な過失に基づいて認定することになると、監督義務者が事実上の無過失責任を負うという前提で免責されてきた精神疾患者自身が責任を負う可能性をも広く検討する必要がある。

そこで、アメリカ法に目を向けると、責任能力という概念がなく、客観

(22) 水野・前掲注(18)266頁。

(23) 窪田充見「成年後見人等の責任—要保護者の不法行為に伴う成年後見人等の責任の検討を中心に—」水野紀子・窪田充見編『財産管理の理論と実務』（日本加除出版株式会社、2015年）118—119頁。

(24) 水野・前掲注(18)268頁。

的合理人の基準に基づいて精神患者のネグリジェンス⁽²⁵⁾ (negligence) を認定している。アメリカ法では、原則として、精神患者が不法行為をした場合に、精神疾患を抗弁として免責されることはなく、また、監督義務者という立場のみによって家族が無過失的に責任を負わされることもない。したがって、原則として、精神患者が不法行為をした場合は、未成年者の不法行為に対して親の責任が問題となるように、家族の監督義務者としての責任が問題となることはない。

わが国では、近年の JR 東海事件の最高裁判決において、認知症高齢者の不法行為に対する監督義務者の責任に関して新たな方向性が示されたことは画期的であり、同判決は、今後のわが国の監督義務者の責任のあり方を問い直す契機になるのではないかと考えられる。しかし、現在の制度では、このような場合に精神患者自身に賠償責任を負わせることができないため、監督義務者がいない場合や監督義務者に具体的な過失がない場合に監督義務者は責任を負わないという方向性を示した以上、監督義務者が責任を負うという前提では詳細には検討されてこなかった精神患者自身の過失認定基準をも明確化する必要があると考えられる。わが国において、監督義務者に具体的な過失がない場合に責任を否定することや監督義務者がいないということを正面から認めるためには、精神患者自身が責任を負うとする余地を認める必要があり、そのためには精神患者自身のネグリジェンスに基づいて責任を負うとされているアメリカ法を研究する意義は大きい。

これまで、アメリカ法における精神患者の不法行為責任に関して、客観的合理人基準に基づいて責任を負うという原則について概略的に示され

(25) ネグリジェンスとは、通常合理人であれば払うであろう注意を払わなかったことによって他人に損害を与えた場合に、不法行為責任を問うための基礎である。詳細は、第Ⅱ章を参照。

た研究はあるもの⁽²⁶⁾、行為原因の類型化に応じた具体的なネグリジェンス認定基準およびその根拠については十分な検討がされているとはいえない。しかし、近年の神経科学技術の発達にともなって、精神疾患の有無や程度を客観的に立証することが可能になってきており、これまで精神疾患者に客観的合理人基準を適用してきた根拠が薄れてきている。神経科学的な証拠の導入によって、個別事情を考慮した上でネグリジェンスを認定することが可能になると考えられるため、精神疾患者に一律に責任を負わせるまたは免除するという議論ではなく、より細やかなネグリジェンスの認定が可能になるのではないか。わが国において精神疾患者の不法行為に対する監督義務者の責任のあり方を問い直すに当たって、精神疾患による免責範囲を限定し、本人が責任を負うための基準を明確化する必要があるのではないかと考えられる。

本稿の目的は、アメリカ法における精神疾患者のネグリジェンス認定基準および不法行為責任制度を検討し、わが国における精神疾患者の不法行為責任およびその監督義務者の責任のあり方に一定の示唆を提示することである。本稿の構成として、まず、第Ⅱ章では、アメリカ法における現代のネグリジェンスの定義および認定基準を明らかにすることによって、精神疾患者のネグリジェンス認定基準を検討するための基礎を示していく。次に、第Ⅲ章では、精神疾患者が不法行為をした場合のネグリジェンス認定基準を示した上で、客観的合理人の基準に基づいて責任を認めることの根拠や学説を検討する。そして、第Ⅳ章では、精神疾患者のネグリジェン

(26) 加藤一郎「過失判断の基準としての『通常人』—アメリカ法における『合理人』をめぐる—」我妻榮先生追悼論文集『私法学の新たな展開』（有斐閣，1975年）445—446頁，木下毅「日米比較不法行為法序説（一）」立教26巻（1986年）16—17頁，樋口範雄『アメリカ不法行為法』（弘文堂，第2版，2014年）26—32頁がある。

ス認定における神経科学的な証拠の導入可能性を検討した上で、最後に、第V章では、アメリカ法における精神患者の不法行為責任について日本法と比較検討し、結論を提示する。

II. アメリカ法におけるネグリジェンス

アメリカ法では、日本法の「過失」に近い概念として、「ネグリジェンス (negligence)」という概念がある。これは、イギリスで形成・発展し、アメリカにも受け継がれた不法行為類型の1つであり、19世紀半ば以降のイギリス法において、故意による不法行為および厳格責任と並んで、独立の不法行為類型として扱われるようになった比較的新しい概念である⁽²⁷⁾。本稿において、精神患者の不法行為責任を検討する前提として、ネグリジェンスの一般的な定義および成立要件を説明し、ネグリジェンス認定基準を不法行為法の機能とともに検討していく。

1. ネグリジェンス概論

不法行為法における一般的なネグリジェンスについて、第2次不法行為

(27) Keeton et al., Prosser and Keeton on the Law of Torts §28 (5th ed. 1984); Dobbs et al., The Law of Torts §121 (2nd ed. 2011). イギリスにおいてネグリジェンスという不法行為が形成された歴史的経緯についての邦文文献として、望月礼二郎「ネグリジェンスの構造 (一) (二・完)」法学36巻4号 (1973年) 1頁以下, 37巻2号 (1973年) 1頁以下, 幡新大実『イギリス債権法』(東信堂, 2010年) 67-99頁等がある。また、アメリカ不法行為法におけるネグリジェンスについて日本法の過失と比較しながら紹介した邦文文献として、木下・前掲注(26) (一), 木下毅「日米比較不法行為法序説 (二・完)」立教29巻 (1987年) 51頁以下, 1800年から南北戦争までの時期のアメリカのネグリジェンス形成過程についての邦文文献として、竹川雅治「アメリカ『不法行為法』におけるネグリジェンスの形成過程」札大1巻2号 (1990年) 53頁以下がある。

法リステイメント282条では、「ネグリジェンスは、不合理な損害のリスクから他人を保護するために法によって規定された基準を下回る行為⁽²⁸⁾である。」と、そして、同283条では、「行為者が未成年者でない限り、ネグリジェンスを回避するために従わなければならない行為基準は、同様の状況下における合理人の基準である⁽²⁹⁾。」と規定されている。また、第3次不法行為法リステイメント3条では、「当該状況下において合理的な注意を払わない場合には、その人はネグリジェンスによって行動したのである⁽³⁰⁾。」と規定されている。すなわち、当該状況下において合理人であれば払うであろう通常の注意を払って行動しなかったことによって他人に損害を与えた者は、ネグリジェンスに基づいて責任を負うのである。

また、判例やロー・レビューの中でも、ネグリジェンスとは、「一般的には、合理的な注意を払うことを怠ったことである⁽³¹⁾。」「合理人であればするであろうことをしないこと、または、合理人であればしないであろうことをすることである⁽³²⁾ (Alderson 男爵)。」、「損害を引き起こす不合理に大きなリスクを含む行為である⁽³³⁾。」などと定義されている。

2. ネグリジェンスの成立要件

ネグリジェンスという不法行為が成立するためには、原告は、①被告が原告に対して注意義務 (duty of care) を負っており、②被告がその義務に違反し (breach of duty)、③その結果 (causation) として、④原告に損害 (damage) を与えたこと、を証拠の優越を満たす程度に立証しなければ

(28) Restatement (Second) of Torts § 282 (1965).

(29) *Id.* at § 283.

(30) Restatement (Third) of Torts § 3 (2010).

(31) *See* *Loverage v. Carmichael*, 204 N.W. 921, 922 (Minn. 1925).

(32) *Blyth v. Birmingham Waterworks*, 11 Ex. 781, 784 (1856).

(33) *Henry T. Terry, Negligence*, 29 Harv. L. Rev. 40 (1915).

ばならない。⁽³⁴⁾ 被告にネグリジェンスがあるか否かは、当該状況下における客観的な合理人基準（a reasonable person standard）⁽³⁵⁾に基づいて判断されるのであり、原則として、個人的な事情は考慮されない。

ネグリジェンスを認定するための基準となる合理人とは、平均的な注意力、行動力、判断力を持って行動する擬制的な人物であり、被告の損害を引き起こす行為が危険か否かを判断するための観念的な人物である。⁽³⁶⁾ ネグリジェンスを認定する際に重要となる注意義務基準は、客観的合理人を基にしており、客観的合理人であれば予見することができる種類の損害についてのみ注意を払う義務を負うのである。この原則は、イギリスの *Vaughan v. Menlove* 事件⁽³⁷⁾をリーディングケースとして確立され、本判決以降、客観的合理人という考え方は、「同様の状況下における」という形

(34) Keeton et al., *supra* note 27, at § 32; Dobbs et al., *supra* note 27, at § 124, 125. ネグリジェンスが成立するための要件については、木下・前掲注(27)(二) 60-77頁, 望月・前掲注(27)(一) 14頁以下, 同(二) 1頁以下, 竹川・前掲注(27) 65頁で詳細に紹介されている。

(35) 加藤・前掲注(26)「通常人」443頁以下では、アメリカ法においてネグリジェンスの有無を判断する基準となる「合理人」を、①一般的基準、②子どもの場合、③精神・身体に異常のある場合、④職業人・専門家の場合、に分けて論じられている。

(36) Keeton et al., *supra* note 27, at § 32; Dobbs et al., *supra* note 27, at § 127.

(37) 132 Eng. Rep. 490 (C.P. 1837). 本件は、被告Yが自分の土地に置いていた乾草堆が燃え、これが原告Xの小屋まで燃え広がったため、XがYの乾草堆の積み方と管理にネグリジェンスがあると主張して提訴した事案である。Yは乾草堆が発火する相当なリスクがあると繰り返し忠告を受けていたにもかかわらず対処しなかったのであり、合理人であればYの乾草堆の積み方が発火につながる可能性があることを認識していたか否かが争点となった。裁判所は、Yにネグリジェンスがあったか否かはY個人の能力を考慮することなく客観的な観点から評価されるべきであると判示した。この判例を紹介した邦文文献として、加藤・前掲注(26)「通常人」435-436頁, 樋口・前掲注(26) 75頁等がある。

容句と相まって弾力的な判断を可能にしながら、多くの判例において受け継がれてきた。⁽³⁸⁾

被告の責任が認められるためには、被告の注意義務違反と損害との間に事実的因果関係だけではなく、法的因果関係（proximate cause）が存在する必要がある。法的因果関係があるか否かを判断するための基準として、従来は直接結果テストが用いられていたが、現在では予見可能性テストまたはリスクの範囲テストが用いられている。まず、直接結果説を採用したイギリスの1921年の Polemis 事件⁽³⁹⁾において、被告のネグリジェンスある行為の直接の結果として損害が発生した場合には、その損害が予見できたか否かにかかわらず賠償責任を負うことが明らかになった。本判決以降、長きにわたって直接結果説が採用されてきたが、1961年の Wagon Mound 事件⁽⁴⁰⁾において、直接結果説を否定して、契約法において Hadley 事件⁽⁴¹⁾で示

(38) 加藤・前掲注(26)「通常人」436頁、望月・前掲注(27) (一) 8頁。

(39) In re Polemis v. Firness, Withy & Co., Ltd., [1921] All E. Rep. 40. 本件は、被告Y会社が原告Xから借りていた船が火災によって焼失したことによる損害賠償請求訴訟である。焼失の経緯は、船に積んでいた多量のベンジン缶の一部からガスが漏れ、Yが雇った仲仕の一人が厚板を落とした弾みで何かに当たって火花を出し、それが溜まっていたガスに引火して爆発したのである。控訴院は、直接結果説を採用し、火災は仲仕の厚板の落下というネグリジェンスある行為によって引き起こされたものである以上、厚板の落下から火災という結果が合理的に予見できなかったとしても、Yは責任を負うと判示した。この判例を紹介した邦文文献として、田井義信『イギリス損害賠償法の理論』（有信堂、1995年）47-54頁、樋口・前掲注(26)157-158頁等がある。

(40) Oversea Tankship (U.K.) Ltd. v. Morts Dock & Engineering Co., Ltd., [1961] AC 388, [1961] 1 All E.R. 404 (P.C.). 本件は、オーストラリアのシドニー港内の埠頭に停泊中の Wagon Mound 号に注入されていた炉油が乗組員のネグリジェンスによって湾内に流出し、原告Xの造船所や修理工場がある埠頭にまで達し、2日後に発火して埠頭と船に大損害を与えたことに対する損害賠償請求訴訟である。炉油が水面に流出した場合に火が付

された予見可能性説 (Hadley ルール)⁽⁴²⁾ を不法行為法にも適用したのである。

イギリスにおいては、Polemis 事件以降、Wagon Mound 事件までの長きにわたって直接結果説が採用されてきたが、アメリカでは、1928年の Palsgraf 事件⁽⁴³⁾において、予見可能性説が採用されることになった。本件で

くであろうことは予見不可能であり、X・Yとも火災の可能性に気付いていなかったこと、油の流出によるXの埠頭の造船台の汚染や作業妨害は予見できる損害であり、さらに、火災による損害はYのネグリジェンスの直接結果であることが認定された。枢密院は、直接結果説を否定し、「Yの責任は実際に生じた損害の予見可能性によって決定されなければならない。それゆえ、Xが保護されるべきは、予見できる結果についてのYの責任であって、予見できない結果についてのものではない。」と述べて、Yの損害賠償責任を否定した。この判例を紹介した邦文文献として、樋口・前掲注(26)162頁、田井義信「不法行為による損害賠償」藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選』(有斐閣、第3版、1996年)196-197頁等がある。

(41) Hadley v. Baxendale, [1854] 9 Ex. 341, 156 Eng. Rep. 145.

(42) 契約違反に対する損害賠償に関するルールであり、通常損害 (general damages) については当該契約違反から通常生ずると考えられる損害に対して賠償責任を負うが、特別損害 (special damages) については契約締結時点で予見可能であった損害に対してのみ賠償責任を負うとするルール。

(43) Palsgraf v. Long Island R.R., 162 N.E. 99 (N.Y. 1928). See also Dobbs et al., *supra* note 27, at § 202. 原告Xは、被告Y鉄道会社の駅のプラットフォームで電車を待っていた。反対方面の電車が到着し、その電車に飛び乗ろうとしていた乗客を駅員が電車に押し込んだ。その際、乗客が持っていた花火入りの紙包みが線路上に落ちて爆発し、その衝撃でプラットフォームの反対側に置いてあった秤が倒れた。Xは、これに当たって負傷したため、Yを提訴した事案である。ニューヨーク州最高裁判所は、駅員が乗客の紙包みを落とした点にネグリジェンスはあるが、プラットフォームの反対側にいたXに対してまで注意義務を負っていたとは言えないとして、X勝訴の原判決を破棄した。この判例を紹介した邦文文献として、樋口・前掲注(26)163-165頁、平野晋『アメリカ不法行為法』(中央大学出版部、2007年)107-109頁、藤倉皓一郎「注意義務の範囲」『英米判例百選』172-

争われた被告の負っている注意義務の範囲について、被告の責任は予見可能な原告に対する予見可能な損害に限定されるという Cardozo 裁判官の⁽⁴⁴⁾ 法廷意見が不法行為法リステイトメントにも採用された。これによると、どの被害者が賠償請求をなし得るのかを含む賠償範囲の画定は、すべて過失判断中で行われることになり、予見不可能な原告は原則として賠償請求をなし得ないとされる。この見解が先例としての地位を確立し、現代においては、法的因果関係を判断する際に多くの州で予見可能性説が採用されている⁽⁴⁵⁾。そして、被告の客観的な行為のみでなく、相手との関係において当該損害が発生することが予見可能であったか否かという点も重視されているのである。

3. 関係主義的ネグリジェンス理論

わが国のような大陸法系の法思想が「意思」に基づいているのに対して、英米法系の法思想は「関係」に基づいているといわれてきた⁽⁴⁶⁾。すなわち、大陸法系の法律家が行為者の意思およびその行為者が意図して行ったこと

173頁、米村慈人「注意義務の範囲・相当因果関係」樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』（有斐閣、2012年）172－173頁、平井・前掲注（5）『損害賠償法の理論』116－121頁、田井・前掲注（39）54－56頁等がある。

(44) Restatement (Second) of Torts §281 (b) (1965).

(45) Dobbs et al., *supra* note 27, at §202. See e.g., Tetro v. Town of Stratford, 458 A.2d 5 (Conn. 1983); Thompson v. Kaczinski, 774 N.W.2d 829 (Iowa 2009); Leavitt v. Brockton Hospital Inc., 907 N.E.2d 213 (Mass. 2009); J.T. Baggerly v. CSX Transportation, Inc., 635 S.E.2d 97 (S.C. 2006); Haynes v. Hamilton County, 883 S.W.2d 606 (Tenn. 1994).

(46) Roscoe Pound, The Spirit of the Common Law 21 (Boston Jones Company, 1921); Roscoe Pound, Interpretations of Legal History 56 (MacMillan Company, 1923). 木下・前掲注（26）（一）7頁、伊藤正巳・木下毅『アメリカ法入門』（日本評論社、第5版、2012年）67頁。

の論理的な推測という観点からすべての法的問題を考えるのに対して、英米法系の法律家はほとんどすべての法的問題を関係およびその関係に含まれ、またはその関係に効果を与える必要がある相互的権利義務という観点から考えるのである⁽⁴⁷⁾。したがって、英米法においては、注意義務が課されるある特定の関係の存在が不法行為責任の決定的な要素となることが多いのである⁽⁴⁸⁾。すなわち、アメリカ法においては、同じ行為であっても被告が原告に対して注意義務を負っていなければ、ネグリジェンスという不法行為自体が成立しないのである。このような関係主義的ネグリジェンス理論の考え方は、Palsgraf 事件を契機として強まり、大陸法的意思理論の影響からの離脱を意味するとともに、過失責任主義の出現によって姿を消していた厳格責任が一般条項化される契機にもなった⁽⁴⁹⁾。すなわち、過失責任主義の出現によって、大企業による過失のない侵害によって第三者が損害を被る事態が続出したため、過度に危険な行為によって第三者に損害を与えた場合等、ネグリジェンス理論を適用するのが不適切な分野において厳格責任を認めることによって、一般の不法行為において関係主義的ネグリジェンス理論が維持されているのである⁽⁵⁰⁾。

このように、ネグリジェンスは相手との関係性によって定まるという考え方は、リスクの大きさと行為の社会的有用性を比較衡量する利益衡量的アプローチの導入に寄与した⁽⁵¹⁾。ネグリジェンスを衡量的に評価する方法で

(47) Pound (1923), *supra* note 46, at 56-57. 木下・前掲注(26) (一) 7頁。

(48) Pound (1921), *supra* note 46, at 23. 木下・前掲注(26) (一) 7頁。

(49) G. Edward White, *Tort Law in America: an intellectual history* 106-110 (Oxford University Press, 1980). 木下・前掲注(27) (二) 59頁。

(50) White, *supra* note 49, at 108-110.

(51) 卯辰昇「過失の衡量的評価と規範的评价—アメリカ不法行為法リステイトメントにおける過失衡量論をてがかりに—」早法53巻(2003)47頁以下、木下・前掲注(26) (一) 13頁。

は、同じ行為であっても状況によってネグリジェンスが認定されるか否かは変わってくる。テリー（Henry T. Terry）は、危険便益比較の考え方に⁽⁵²⁾基づくネグリジェンスの判断要因として、次の5つを挙げている。すなわち、①リスクの大きさ、②リスクに曝されるものの価値ないし重要性、③リスクある行為が追求する副目的の価値ないし重要性、④主目的に対するリスクを生じさせる行為によって副目的が達成される蓋然性、すなわち、リスクの効用、⑤リスクを冒さずに副目的が達成されるであろう蓋然性、すなわち、リスクの必要性、である。テリーは、以上の5つの要素を考慮して、合理人が予見し得る不相当に大きなリスクを他人に与えた者は、ネグリジェンスに基づいて責任を負うと主張した。このテリーの考え方を引き継いで生み出されたのが、ハンドの定式（Hand Formula）⁽⁵³⁾である。

ハンドの定式とは、ネグリジェンスの有無を判断するための基準として、ハンド裁判官（Learned Hand）が *United States v. Carroll Towing Co.* 事⁽⁵⁴⁾件において提唱したネグリジェンス判定式である。同裁判官は、舢舨の所有者の注意義務違反があったか否かの判断は、①埠頭への係留網が解けて舢

(52) Terry, *supra* note 33, at 42-43. 卯辰・前掲注(51)53-54頁、平野・前掲注(43)285-290頁でも紹介されている。

(53) ハンドの定式に関する邦文文献として、尾島茂樹「わが国における『法と経済学』研究と不法行為」星野英一先生古稀祝賀『日本民法学の形成と課題（下）』（有斐閣、1996年）55-56頁、卯辰・前掲注(51)62頁、平野・前掲注(43)266-290頁等がある。

(54) 159 F.2d 169 (2d Cir. 1947). 本件は、ニューヨーク港の埠頭に係留されていた舢舨が流され、停泊中のタンカーに衝突して沈没したため、満載されていた小麦粉が失われたとして、舢舨の所有者、傭船主、タグボートの所有者、小麦粉の所有者、合衆国政府の5当事者に対して損害賠償請求訴訟を提起した事案である。この判例を紹介した邦文文献として、樋口・前掲注(26)72-74頁、藤倉皓一郎「過失の判定式」『英米判例百選』170-171頁、芹澤英明「過失の判定式」『アメリカ法判例百選』166-167頁、卯辰・前掲注(51)55-66頁等がある。

が流される蓋然性 (Probability), ②それによって発生する損害の重大性 (Loss), ③予防のために適切な注意を払う負担 (Burden), の3つの要因によって決定されると提唱した。本件の状況下では, 長時間にわたり船を離れていたのであり, 不等式で表すと $B < PL$ となり, 傭船主は船に乗組員を配置すべきであったと判断された。本件において, ハンド裁判官が提唱した定式, すなわち, B (適切な予防措置の負担) が P (損害発生 of 蓋然性) $\times L$ (損害額) よりも小さい場合にはネグリジェンスがあるという定式は, リステイトメント⁽⁵⁵⁾にも採用され, アメリカ不法行為法において, 経済的効率性を最大化することを法の目的とする「法と経済学」の理論的發展に大きな影響を与えた。

このように, ネグリジェンスとは, 他人に予見可能な損害を与える不合理なリスクを生み出す行為, または, このようなリスクを回避することを怠る行為である⁽⁵⁶⁾。そして, ネグリジェンスは, 原則として, 客観的合理人の基準に基づいて判断されると考えられているが, 例外として, 個別の事情が考慮される場合もある。例えば, 身体障害者や未成年者等, 客観的合理人の基準に基づいて行動することが困難であると考えられる者は, 個別具体的な事情をも考慮した上で, 要求される行為水準が設定されている。これらの者は, 客観的合理人の基準に基づいて行動することが不可能または著しく困難であるため, その症状に応じた合理的な注意を払うことのみが要求されるのである。以下では, 精神疾患患者のネグリジェンス認定基準およびその議論状況を検討し, どのような場合にどの程度の注意義務を負

(55) Restatement (Third) of Torts §3 (2010). 被告の行為が合理的注意を欠いたことにつき, 損害をもたらす予見可能な蓋然性, 損害の予見可能な重大性, 損害リスクを回避・減少させるための負担の3要素を考慮している。

(56) Terry, *supra* note 33.

わせることが両当事者そして社会全体にとって適切であるのかを明確化していく。

Ⅲ. 精神疾患者のネグリジェンス認定基準

精神疾患 (mental disorder)⁽⁵⁷⁾ のある者は、原則として、自己の不法行為⁽⁵⁸⁾ に対して客観的合理人の基準に基づいて責任を負う。精神疾患の定義について、「コミュニティの中で生活することができるが、生涯にわたって断続的または継続的に薬物療法や心理療法、短期入院が必要である慢性的な精神疾患⁽⁵⁹⁾」とする見解や「行動に関するものであり、身体的な病気または損傷⁽⁶⁰⁾に起因する精神疾患」と解するものも見られるが、本稿における精神疾患者とは、「身体的または精神的病気に基づく精神上の疾患によって、

(57) 精神疾患には様々な表現があり、旧来は法的な精神疾患として insanity や lunacy という語が用いられていたが、現在では主に mental disability や mental defect, mental impairment, unsound mind 等が用いられている。また、精神的無能力 (mental incapacity または incompetency) や精神薄弱 (mental deficiency) という表現もある。しかし、精神疾患は抗弁として認められてこなかったため、厳密に定義する必要はなかった。See William J. Curran, *Tort Liability of the Mentally Ill and Mentally Deficient*, 21 Ohio St. L. J. 52, 64 (1960).

(58) Keeton et al., *supra* note 27, at § 135; Dobbs et al., *supra* note 27, at § 130. このように、精神疾患者に一種の厳格責任を負わせている英米法に対して、大陸法の国々では、精神疾患者の行為を不可抗力とみなし、すべての人々が各自保険に加入し、自己の安全を守るために行動することが求められている [Dobbs et al., *supra* note 27, at § 131]。ただし、ルイジアナ州では、フランス法の影響を受けてアメリカにおいて唯一、精神疾患者の責任を原則否定している。See Yancey v. Maestri, 155 So. 509 (La. 1934).

(59) Stephanie I. Splane, *Tort Liability of the Mentally Ill in Negligence Action*, 93 Yale L. J. 153, 154 note 5 (1983).

(60) George J. Alexander & Thomas S. Szasz, *Mental Illness as an Excuse for Civil Wrongs*, 43 Notre Dame L. Rev. 24, 24-25 (1967).

通常の判断能力を有しておらず、自己の行為をコントロールすることができないため、客観的合理人と同じ基準に基づいて行動することができない者」を意味するものとする。本章では、アメリカにおける精神疾患者のネグリジェンス認定基準の原則および例外的なルールをリーディングケースをもとに検討する。そして、その根拠を明らかにした上で、学説状況を検討していく。

1. 精神疾患者のネグリジェンス認定基準

(1) 精神疾患者のネグリジェンスについての客観的基準

アメリカ法において、原則として、精神疾患のある者に適用される注意義務基準は、通常の知能、判断力、理性を備えた合理人の基準と同じである⁽⁶¹⁾。したがって、通常の判断能力が欠如している者であっても、ネグリジェンス責任の有無は客観的または「外的な」合理人基準に基づいて判断されるため、被告は精神疾患のある合理人と同様に行動したことを根拠にして責任を逃れることはできないのである。この原則は、1616年のイギリスの *Weaver v. Ward* 事件⁽⁶³⁾ をリーディングケースとして確立され、1894年の *Williams v. Hays* 事件⁽⁶⁴⁾ によってアメリカにも継受されることが明らかにさ

(61) Dobbs et al., *supra* note 27, at § 130.

(62) *Id.*

(63) *Weaver v. Ward*, 80 Eng. Rep. 284 (K.B. 1616). 原告Xが、被告Yに対して暴行による侵害訴訟を提起した事例で、「精神疾患者が人に損害を与えたのであれば、彼は侵害訴訟において責任を負わなければならない。」ということが示された。当時は厳格責任を採用していたため、侵害訴訟において精神疾患者が他人に損害を与えた場合には責任を負うと判示されてきたが、厳格責任から過失責任主義に移行しても、公共政策の観点から精神疾患者の不法行為責任制度が維持されてきた。

(64) *Williams v. Hays*, 38 N.E. 449 (N.Y. 1894). 被告Yは、ブリッグ型帆船(以下、「当該帆船」という。)を操縦中に嵐に遭遇し、当該帆船は漂流し

れた。

1934年の第1次不法行為法リステイメント283条には、「行為者が子どもまたは精神疾患患者 (an insane person) でない限り、行為者がネグリジェンスを回避するために従わなければならない行為基準は、同様の状況下における合理人の基準である。」と規定されていたが、1948年のサプリメントにおいて「または精神疾患患者」という部分およびただし書きが削除された。⁽⁶⁶⁾ この理由について、1934年の段階では決定的なルールの基になる典拠が不十分であったが、1948年には精神疾患者に客観的な基準を適用するのに十分な典拠が存在していたと説明されている。⁽⁶⁷⁾

そしてその後、1965年の第2次不法行為法リステイメント283B条には、「行為者が子どもでない限り、行為者は精神疾患 (insanity) または他の精神薄弱 (mental deficiency) であることによって、同様の状況下にお

て破損した。当該帆船をYと共同所有していた訴外第三者に損失分の支払いをした保険会社の代理人である原告Xは、当該帆船の破損はYの不注意または違法行為によるものであると主張して、Yを提訴した。これに対して、Yは、キャビンに行ってから当該帆船が破損するまで無意識状態であり、何が起こったのか分からず、実際に、Yには何らかの精神疾患があり、それゆえ、当該帆船の損失に対して責任を負わないと主張したが、ニューヨーク州最高裁判所は、「……精神疾患者が自己の自発的な不法行為に対して民事的に責任を負うことは疑いないのであり、精神疾患者が自己のネグリジェンスある不法行為に対して責任を負わないと言う理由はない。」と述べて、Y勝訴の事実審判決を覆した。

(65) Restatement (First) of Torts §283 (1934).

(66) Restatement (First) of Torts §283 (Supp. 1948).

(67) Splane, *supra* note 59, at 155. 1934年から1948年の間に出された判決は比較的少なく、主に精神疾患者の故意による不法行為を扱ったものである。例えば、McGuire v. Almy, 8 N.E.2d 760 (1937), Van Vooren v. Cook, 273 A.D. 88 (N.Y. 1947) がある。唯一、精神疾患者がネグリジェンスに基づいて責任があると判示された事例として、Sforza v. Green Bus Lines, Inc., 268 N.Y.S. 446 (Mun. Ct. 1934) がある。

ける合理人の基準に適合しない行為に対する責任を免除され⁽⁶⁸⁾ない。」と規定されており、本条文は1948年のサプリメントを完成させるために追加されたものである。また、2010年の第3次不法行為法リステイトメント11条(c)でも同様に、「行為者の精神的または感情的な疾患 (mental or emotional disability) は、行為者が子どもでない限り、その行為がネグリジェンスであるか否かを決定する際に考慮され⁽⁶⁹⁾ない。」と規定されており、1948年のサプリメント以降、精神疾患者のネグリジェンスを客観的合理人の基準で判断するという方向で一貫している。

(2) 身体的な病気に基づく突発的な心神喪失

Williams v. Hays 判決をリーディングケースとして、精神疾患者は客観的合理人の基準に基づいて責任を負うという原則が示されたが、例外として、心臓発作等の身体的な病気に基づく突発的な心神喪失⁽⁷⁰⁾の場合には、一定の条件を満たすと、精神疾患による免責が認められ得る。突発的な心神喪失者による不法行為は、予見可能性がなく、合理的な注意を払っても回避不可能であることが立証された場合には、不可避的な事故のように扱われるのである。このルールは、多数の判例やリステイトメント等で支持されてきた⁽⁷¹⁾。

身体的な病気に基づく突発的な心神喪失に関して、第2次不法行為法リ

(68) Restatement (Second) of Torts §283B (1965).

(69) Restatement (Third) of Torts §11(c) (2010).

(70) 本稿では、心臓発作等の身体的な病気に基づく意識喪失等には、突発的な「心神喪失」という語を用い、身体的な病気に基づかない場合の「精神疾患」と区別している。

(71) See e.g., Armstrong v. Cook, 229 N.W. 433 (Mich. 1930); Cohen v. Petty, 65 F.2d 820 (D.C. App. 1933); Driver v. Brooks, 10 S.E.2d 887 (Va. 1940); Lehman v. Haynam, 133 N.E.2d 97 (Ohio 1956).

ステイトメント 283C 条コメント b では、「一時的な譫妄状態（意識障碍）と同様に発熱や吐き気によって起こる心臓発作や一時的なめまいは、合理人であればどのように行動したであろうかを決定する際に考慮に入れられる単なる状況に過ぎないと見なされる⁽⁷²⁾」と規定されている。このように突発的な心神喪失が精神的な病気と区別されている理由として、前者は公的によく知られていること、および、比較的容易かつ確実に立証され得ることが挙げられている⁽⁷³⁾。さらに、同条コメント c では、「このような一時的または永続的に身体障碍がある人は、特定の状況下ではそのような障碍のない人よりも慎重に行動することが要求され得る一方で、他の状況下ではより慎重でない行動をすることが認められる⁽⁷⁴⁾」と規定されており、突発的な心神喪失は、予見可能性がある場合にはより高度な注意義務が課される一方で、予見可能性がない場合にはその症状が考慮されるのである。

そして、第 3 次不法行為法リステイトメント 11 条(b)⁽⁷⁵⁾にも同様の規定があり、同条コメント d では、突発的な心神喪失の例として、心臓発作、脳卒中、てんかん性発作、糖尿病等が挙げられており、典型的な事例として、突発的な心神喪失によってドライバーが車を適切に運転することができなくなった場合がある⁽⁷⁶⁾。突発的な心神喪失を抗弁として主張する場合には、これを主張する当事者が合理的に予見可能でなかったことを立証する責任を負う。合理的な予見可能性に関する証拠として、過去に心神喪失を発症した回数と頻度、その発病の状況、その状況が再発の可能性に影響を与える範囲、行為者が受けている治療によって問題となっている病気をコント

(72) Restatement (Second) of Torts § 283B cmt. b (1965).

(73) *Id.*

(74) *Id.* at cmt. c.

(75) Restatement (Third) of Torts § 11(b) (2010).

(76) *Id.* at § 11 cmt. d.

ロールすることができる程度、行為者の主治医が行ったその他のアドバイス、というものが含まれる。そして、突発的な心神喪失が予見可能であったか否かは、これらの証拠に基づいて、陪審が判断する。

このようなルールは、伝統的ルールをすべての場合に適用することの不合理性を解消するために設けられた例外として位置付けられている。身体的な病気に基づく突発的な心神喪失の場合に病気が考慮されるのは、身体障害者の場合と同様、客観的な立証が可能であるため、立証が困難という根拠に当てはまらず、突発的な心神喪失を装っている可能性もないと考えられるからである。ただし、突発的な心神喪失者や身体障害者が不法行為をした場合には個別の事情が考慮され得るが、これは絶対的な抗弁となるわけではなく、考慮される状況の1つであり、これを主張する当事者が立証責任を負うのである。⁽⁷⁷⁾ 被告は、単に当該事故を予見することができなかっただけでなく、それ以前の自己の健康状態やそれに付随して将来起こり得る症状に関する情報をも含めて、当該事故は合理的に予見することができなかったことを立証しなければならない。このような厳しい立証責任が果たされた場合には、被告にネグリジェンスはなく、当該事故は不可避の事故と考えられるのである。

(3) 突発的な精神疾患

身体的な病気に基づく突発的な心神喪失とは対照的に、幻覚や妄想等の突発的な精神疾患によって自己の行為をコントロールすることができなかった場合には、精神疾患を考慮することなく通常 of 精神患者と同様に客観的合理人の基準に基づいてネグリジェンスが認定される。したがって、突発的な精神疾患によって適切に運転することができなかった場合には、通

(77) See *Driver*, 10 S.E.2d 887; *Lehman*, 133 N.E.2d 97.

常の精神疾患と同様に客観的合理人の基準が適用される。例えば、Turner v. Caldwell 事件は、被告が自動車の運転中に突然の予期することができない精神的な病気に襲われたため、適切に運転することができなくなり、原告の車に衝突した事案であり、一時的な精神疾患が民事事件において抗弁となるか否かが争われた。コネチカット州事実審裁判所は、大多数の州で精神疾患者はネグリジェンスによる行為に対して責任を負うと判示しており、本件も同様であるとして、原告勝訴の判決を出した。その他の判例でも、被告は運転中に突然の精神疾患に襲われたため、適切に運転することができなかったと主張したが、突発的な精神疾患は抗弁とならないとして客観的合理人の基準を適用して、被告の責任を認めた判例が多数ある。

しかし、例外的な事例として、Breuning 判決⁽⁸⁰⁾では、突発的な精神疾患の場合にまで一般的な精神疾患のルールを適用するのは広すぎるのであり、身体的な原因に基づく突発的な心神喪失と結果において同等な突然の精神的な無能力は同様に扱われるべきであることを示した。したがって、

(78) 421 A.2d 876 (Conn. Super. 1980).

(79) See e.g., *Sforza*, 268 N.Y.S. at 446; *Kuhn v. Zabotsky*, 224 N.E.2d 137 (Ohio 1967); *Bashi v. Wodarz*, 53 Cal. Rptr. 2d 635 (Cal. App. 1996).

(80) *Breuning v. American Family Insurance Co.*, 173 N.W.2d 619 (Wisc. 1970). 原告 X が、被告 Y 保険会社の保険に加入していた A が運転する車に衝突されて人身損害を受けたため、Y 保険会社を提訴した事案である。Y 保険会社は、A は衝突の直前に突然かつ警告なしに精神異常または錯覚に襲われたため通常の意識で運転することができなかったため、A にネグリジェンスはないと主張した。ウィスコンシン州最高裁判所は、「……突然の心臓発作やてんかん、脳卒中や失神のような身体的な原因と結果において同等な突然の精神的な無能力は同様に扱われるべきであり、精神疾患という一般的なルールの下で扱われるべきではない。」と述べた上で、本件に関して、「A の精神的な異常は常にあったわけではないので、A は自身の状態や幻覚が起こる可能性に関する知識があったと陪審は推定することができた。」と述べ、X 勝訴の事実審判決を維持した。

Breuning 判決を出した裁判所は、突発的な精神疾患を突発的な心神喪失と同じ形で抗弁として認め、突然の無能力が予見不可能であるならば、身体的無能力と精神的無能力を区別する理由はないと判断した。⁽⁸¹⁾ このルールは、少なくともいくつかの不法行為状況では、精神疾患者と身体障害者との区別は正当性を欠くと暗示的に認識しているのであり、被告の障害が身体的であるか精神的であるかにかかわらず、主観的な基準が適用され得る⁽⁸²⁾ ということをも示している。Breuning 判決を出した同州裁判所は、カナダ⁽⁸³⁾の判例を参照したのであり、アメリカ国内で同様の判決を出した州はな⁽⁸⁴⁾い。ウィスコンシン州では Breuning 判決に従って突発的な精神疾患と心神喪失を区別していない⁽⁸⁵⁾が、他の州では突発的な心神喪失の場合を除いて精神疾患者に客観的合理人の基準を適用しており、Breuning 判決の基準を適用しないことを明らかにした判例もある⁽⁸⁶⁾。

したがって、アメリカ法の一般的な傾向としては、突発的な精神疾患は抗弁として認められていないのであり、その根拠は客観的な立証が困難であるという通常の精神疾患と共通であると考えられる。ただし、相手方の

(81) *Breuning*, 173 N.W.2d at 624; Edward P. Richards, *Public Policy Implications of Liability Regimes for Injuries Caused by Persons with Alzheimer's Disease*, 35 Ga. L. Rev. 621, 636 (2001).

(82) Jean Macchiaroli Eggen, *Mental Disabilities and Duty in Negligence Law: Will Neuroscience Reform Tort Doctrine?*, 12 Ind. Health L. Rev. 591, 615 (2015); Okianer Christian Dark, *Tort Liability and the Unquiet Mind: A Proposal to Incorporate Mental Disabilities into the Standard of Care*, 30 T. Marshall L. Rev. 169 (2004).

(83) See *Buckley & Toronto Transp. Comm'n v. Smith Transport, Ltd.*, [1946] O.R. 798.

(84) Dark, *supra* note 82, at 190.

(85) See e.g., *Jankee v. Clark County*, 612 N.W.2d 297 (Wis. 2000).

(86) See *Bashi*, 53 Cal. Rptr. 2d at 635; *Ramey v. Knorr*, 124 P.3d 314 (Wash. App. 2005).

予見可能性という点から政策的に免責を認めないという立場からは、身体的な原因に基づく突発的な心神喪失の場合と同様であり、両者を区別する必要はないという批判もある⁽⁸⁷⁾。次に、精神疾患者に客観的合理人基準を適用してきた根拠および学説状況について検討していく。

2. 精神疾患者に合理人の基準が適用される根拠

アメリカの判例、リステイトメントおよび学説においては、未成年者や身体障害者とは異なり、精神疾患者のネグリジェンスが客観的合理人の基準に基づいて認定されてきたことを正当化する根拠として、主に以下の4点が挙げられている⁽⁸⁸⁾。すなわち、①過失に基づいて責任を負う能力があるか否かを裁判所が判断することが困難であること。また、生まれつきの性格や感情の起伏、知性等の個人差と障害を区別するのが困難であるため、裁判所は精神疾患を考慮してこなかったということ。②裁判所および陪審が証拠に基づいて精神疾患を認定することは困難であり、賠償責任を逃れるために精神疾患者を装う者が出てくることが予想されるため、精神疾患を考慮しないことによって精神疾患者を装う誘因を取り除くことになること。③帰責事由のない (innocent) 二当事者間では、損害を引き起こした当事者が損害を負担すべきであるということ。精神疾患者に対する偏見をなくし、施設に閉じ込めるのではなく一般社会で共生しようとする社会政

(87) Grant H. Morris, *Requiring Sound Judgment of Unsound Minds: Tort Liability and the Limits of Therapeutic Jurisprudence*, 47 S.M.U. L. Rev. 1837, 1844 (1994).

(88) See e.g., Keeton et al., *supra* note 27, at §32; Dobbs et al., *supra* note 27, at §131; Restatement (Second) of Torts §283B cmt. b, §895J cmt. a (1965); Restatement (Third) of Torts §11 cmt. e (2010); Curran, *supra* note 57, at 54; Eggen, *supra* note 82, at 629-631; Williams, 38 N.E. at 450. 樋口・前掲注(26)29-32頁, 加藤・前掲注(26)「通常人」446頁。

策が押し出されている以上、損害を引き起こした場合には一般市民と同じ基準に基づいて賠償責任を負うべきであるということ。⁽⁸⁹⁾④精神疾患者が賠償責任を負うことになると、精神患者の財産に利害関心のある後见人や相続人に、潜在的に危険な人が危険な行動をしないように監督するインセンティブを与えるであろうということ。これらの根拠は、リーディングケースである *Williams v. Hays* 判決をはじめとした数多くの判例で引用されており、精神患者に客観的合理人基準を適用するための根拠として定着している。しかし、現代においても、このような伝統的な根拠が必ずしも当てはまるとは限らず、批判的な学説も多数出てきている。

3. 学説

(1) 客観的合理人の基準を適用することに批判的な学説

上記のような根拠に基づいて精神患者に客観的合理人基準を適用すべきという立場には、古くから学説上批判的な見解が多数ある。例えば、過失責任主義を採用している以上、過失に基づいて責任を負う能力がある場合にのみ責任が課されるのであり、未熟さや精神疾患によって過失に基づいて責任を負う能力がない場合には、責任を負う可能性を排除すべきであるという見解がある。⁽⁹¹⁾また、客観的合理人の基準を満たすことができないのは身体障害者も同じであり、身体障害者に特別な基準を設けていることと根拠は同じではないかという指摘もある。⁽⁹²⁾

(89) *Williams*, 38 N.E. 449.

(90) See e.g., *McIntyre v. Sholty*, 13 N.E. 239, 240 (Ill. 1887); *Seals v. Snow*, 254 P. 348, 349 (Kan. 1927); *Kuhn*, 224 N.E.2d at 141; *FitzGerald v. Lawhorn*, 294 A.2d 338, 339 (Conn. Super. 1972); *Jolley v. Powell*, 299 So.2d 647 (Fla. App. 1974); *Turner v. Caldwell*, 421 A.2d 876, 877 (Conn. Super. 1980).

(91) Francis H. Bohlen, *Liability in Tort of Infants and Insane Persons*, 23 Mich. L. Rev. 9, 31 (1924).

次に、立証が困難であるという根拠に対して、近年の科学医療研究の発達によって精神疾患を器質的に判断することも可能になってきているため、伝統的なルールを廃止し、「身体障害」の定義を生理学的または神経科学的に立証可能な精神疾患にまで拡大することを提案している⁽⁹³⁾。神経科学による立証は完全に正確ではないとしても、精神疾患を全く考慮しないよりはるかに望ましいのではないかと考えられている⁽⁹⁴⁾。実際に他の分野でも専門家の証言に基づいて一定の判断をしているのであり、精神疾患に関しても同様に判断することが可能ではないかという立場から、身体障害と精神疾患の区別を廃止すべきという学説もある⁽⁹⁵⁾。伝統的な身体障害と精神疾患の区別は、現代の医療水準や精神科医の見解に適していないため、現代社会に適した代替ルールを検討する必要がある⁽⁹⁶⁾。

さらに、不法行為時以前に精神疾患に関する治療を開始していた人に限って、精神疾患を考慮した主観的基準を適用すべきという主張もある⁽⁹⁷⁾。不法行為責任が過失に基づく制度である以上、填補と抑止の両方が不法行為制度の目的であり、両者とも同等に重要である。したがって、当該不法行為以前に治療を開始していた人に限って受けた治療内容に応じた主観的な基準を適用することは、精神疾患者に適切な治療を受けることを促すとともに

(92) Dark, *supra* note 82, at 213.

(93) *Id.* at 212-214.

(94) Morris, *supra* note 87, at 1843; Eggen, *supra* note 82, at 632; Robert M. Ague, Jr., *The Liability of Insane Persons in Tort Actions*, 60 Dick. L. Rev. 211, 224 (1956).

(95) Betsy J. Grey, *Implication of Neuroscience Advances in Tort Law: A General Overview*, 12 Ind. Health L. Rev. 671, 681 (2015); Adam J. Kolber, *The Experiential Future of the Law*, 60 Emory L. J. 585, 622 (2011).

(96) Eggen, *supra* note 82, at 595.

(97) Daniel W. Shuman, *Therapeutic Jurisprudence and Tort Law: A Limited Subjective Standard of Care*, 46 S.M.U. L. Rev. 409 (1992).

に、将来発生するであろう損害を防止することにもつながる。たとえ、このような主観的基準が適用され、賠償を受けることができない被害者がいるとしても、単に被告の行為にネグリジェンスがなかった場合や、被告に身体障害があり、その障害を考慮してネグリジェンスがないと判断された場合に賠償を受けられないのと同じである。

また、裁判所は精神疾患者に精神状態を考慮した基準を適用するという恩恵を与えるべきであると主張する論者もいる。⁽⁹⁸⁾ 被告に精神疾患を考慮した基準を適用することによって、被告が客観的合理人の基準に基づいて行動すると想定して行動している原告の期待を裏切ることにはなるが、精神的な病気による行為が身体的な病気による行為と同等に有責性がない (blameless) のであれば、単に原告の合理的な期待が裏切られたという理由のみによって損害を原告から他方当事者にシフトすべきでない⁽⁹⁹⁾と考えられている。特に、認知症高齢者に関しては、不法行為責任を負う可能性があるからという理由で拘禁・監視が強化され、一定の能力の低下があるとはいえ自分で行動できる人の行動の自由まで過度に制限することになりかねないという批判がある。⁽¹⁰⁰⁾

このように、時代や社会の変化に伴い、伝統的なルールが制定された時に想定されていた状況とは異なっているため、現状に適したルールを再検討する必要があると考えられる。特に、立証が困難であるという点については、近年の神経科学の発達によって一定程度解消されると考えられるため、精神疾患者に客観的合理人基準を適用する根拠として維持することが

(98) David E. Seidelson, *Reasonable Expectations and Subjective Standards in Negligence Law: The Minor, the Mentally Impaired, and the Mentally Incompetent*, 50 Geo. Wash. L. Rev. 17, 46 (1981).

(99) *Id.* at 44-45.

(100) Richards, *supra* note 81, at 658.

正当化されるのかを検討する必要がある。

(2) 精神疾患者にも客観的基準を適用すべきという学説

これらの批判的な見解に対して、裁判所が一貫して精神疾患者に客観的合理人基準を適用していることを支持する見解もある。従来、他人に危害を与える恐れのある精神疾患者を精神病院に閉じ込めようとする圧力が非常に強かったが、1950年代半ばから1960年代にかけて、精神疾患者を施設に閉じ込めることの悪影響が認識されるようになり、精神疾患者もコミュニティの一員として社会生活を送るノーマライゼーションが推し進められてきた。このような流れの中、多くの精神疾患者が社会の中で生活するようになったが、社会生活を送りながら治療を行うためには、これを受け入れる側であるコミュニティの理解や支援が必要不可欠であり、また、精神疾患者の自立を促進し、コミュニティの一員としての自覚を持ってもらうためにも、不法行為をした場合には、客観的合理人の基準を適用すべきであると⁽¹⁰²⁾考えられる。したがって、精神疾患者が一般市民と同じように社会で生活し、自由を享受する一方で、不法行為をした場合には賠償責任を負わないということは認められないのであり、一般市民と同じ基準で賠償責任を負うべきである。⁽¹⁰³⁾このような見解が根強く、裁判所も一貫して精神疾患による免責を認めてこなかったと考えられる。

また、刑事事件では精神疾患を抗弁として免責され得るという指摘もあるが、その場合には実際に服役した場合よりも長期間にわたって施設に収

(101) Splane, *supra* note 59, at 160-162. 精神疾患者は、施設に閉じ込められ、孤立した生活を送ることによって、身の回りのことができなくなり、他人との関わり方もわからなくなる。様々な能力が低下し、精神疾患がさらに悪化することで、社会復帰がますます困難になるのである。

(102) Splane, *supra* note 59, at 163-165.

(103) Alexander & Szasz, *supra* note 60, at 38.

容されて自由が奪われるため、免責されることによる不利益の方が大きい⁽¹⁰⁴⁾という事情があり、同様に考えることはできない。さらに、未成年者は不法行為責任から一定の保護を受けている点については、未成年者は他の法律行為にも一定の制限があり、成人と同様の権利が与えられているとは言えないため、そのような差を設けることは社会的にも受け入れられていない⁽¹⁰⁵⁾のである。

このように、精神疾患者に客観的合理人基準を適用することは、過度な負担を課すという消極的な意味ではなく、精神疾患者の行動の自由を保障し、コミュニティの中で共同生活を送るノーマライゼーションを促進するという意味があり、必ずしも不合理であるとはいえないのである。これまで施設に閉じ込められてきた精神疾患者がコミュニティで共同生活を送ることが認められるためには、一般市民と同じ基準で責任を負うべきであるという見解が根強く維持されていることには一定の合理性があるのではないかと考えられる。次に、神経科学の発達による客観的立証可能性と精神疾患者のネグリジェンス認定基準に与える影響について検討していく。

Ⅳ. 神経科学の発達と精神疾患者の不法行為責任

精神疾患を不法行為訴訟における抗弁として認めない根拠の1つとして、立証が困難であるという点が挙げられてきた。しかし、近年では、神経科学⁽¹⁰⁶⁾ (neuroscience) の発達によって、被告の脳の状態から故意やネグリジェ

(104) *Id.*

(105) *Id.* at 33-35.

(106) 構造的神経画像 (structural neuroimaging) や脳機能イメージング (functional neuroimaging) を含む脳科学一般を指す。MRI (Magnetic Resonance Imaging: 磁気共鳴画像) や CT (Computed Tomography: コンピュータ断層撮影) スキャン, EEG (Electroencephalogram: 脳波) 等の構造的神経画像は、脳の異常を特定するための主流である。また、近年では、PET

ンスの有無、そして精神能力の程度を立証することが一定程度可能になってきており、また、刑事事件では実際に証拠として認められているため、不法行為訴訟においても証拠として認めても良いのではないかという議論も出てきている⁽¹⁰⁷⁾。以下では、すでに神経科学的な証拠が用いられている刑事事件の判例や学説、および不法行為法への神経科学的な証拠の導入可能性に関する学説等を検討していく。

1. 不法行為責任の基礎と神経科学

不法行為責任の基礎となるのは行動であり、人は自らの意思に基づいて行動すると考えられてきた。そして、不法行為法は、人は自らの行動を選択する能力があるという前提に基づいて、どの段階で人は自己の選択に責任を負うのかを決定するものであると考えられてきた⁽¹⁰⁸⁾。しかし、神経科学の発達によって、「選択」と呼ばれていたものが再定義されるのであれば、すなわち、「選択」がこれまで理解されていた以上に脳内の神経活動によって決定されるのであれば、これが不法行為法の機能や理論的基礎にどのよ

(Positron Emission Tomography : PET検査) や SPECT (Single Photon Emission Computed Tomography : 単一光子放射断層撮影), fMRI (functional Magnetic Resonance Imaging : 磁気共鳴機能画像法) 等の脳機能イメージングによって、精神疾患患者の脳の機能や機能障害に関する追加的な情報を得ることができる。See generally, Nancy C. Andreasen & Donald W. Black, *Introductory Textbook of Psychiatry* 101-115 (3d ed. 2001); Eggen, *supra* note 82, at 618-619.

(107) See Jean Macchiaroli Eggen & Eric J. Laury, *Toward a Neuroscience Model of Tort Law: How Functional Neuroimaging Will Transform Tort Doctrine*, 13 *Colum. Sci. & Tech. L. Rev.* 235 (2012); Ian J. Cosgrove, *The Illusive "Reasonable Person": Can Neuroscience Help the Mentally Disabled?*, 91 *Notre Dame L. Rev.* 421 (2015); Eggen, *supra* note 82; Grey, *supra* note 95.

(108) Grey, *supra* note 95, at 673.

うな影響があるのかを調査しなければならないであろう⁽¹⁰⁹⁾。このように、神経科学の発達によって、人の行動は脳の状態から予め決まっており、人は自らの脳の状態に責任を負わないという考え方が出てきた。これに対して、行動を願望、信念、意図という観点から説明する民族心理学の立場からは、脳の構造ではなく、人間が不法行為を意図して行うことができるのであり、法的小説のおよび道徳的責任の基礎となるのは自由意思と人力であるという批判がある⁽¹¹⁰⁾。脳の状態から人間の行動を説明しようとする神経科学者の説明は、現段階では説得性に欠けており、現在の法的小説のおよび道徳的責任原理を根底から変える必要がある⁽¹¹¹⁾。現段階では、神経科学は初期段階であり、有効性にも問題はあがるが、神経科学が不法行為責任の判断に寄与するであろうことは明らかであり、神経科学における新たな発展をより良い方法で不法行為法の中に統合していく必要がある⁽¹¹²⁾。

2. 不法行為法以外で神経科学的な証拠が認められた判例

神経科学的な証拠は、不法行為訴訟においては認められていないが、刑事訴訟においては被告の精神状態を立証するために導入されている。例えば、United States v. Hammer 事件⁽¹¹³⁾において裁判所は、刑事手続きにおいて被告に判断能力がなかったのかを検討する際に脳スキャンから得られた神経科学的なデータを考慮することを認めたが、被告に判断能力がなかったという専門家の結論は信用できないと判示した。また、同様の事例とし

(109) *Id.*

(110) Stephen J. Morse, *Determinism and the Death of Folk Psychology: Two Challenges to Responsibility from Neuroscience*, 9 Minn. J. L. Sci. & Tech. 1, 2-3 (2008).

(111) *Id.* at 3.

(112) Eggen, *supra* note 82, at 594, 596.

(113) 404 F.Supp.2d 676 (M.D. Pa. 2005).

て、State v. Marshall⁽¹¹⁴⁾ 事件においてワシントン州最高裁判所は、事実審裁判所が被告の判断能力に関する審理を行わなかったことに誤りがあるという根拠で有罪答弁を無効にし、被告の判断能力を審議するのに十分なMRIや脳スキャンを含む証拠があると判示した。さらに、Harrington v. State⁽¹¹⁵⁾ 事件においてアイオワ州事実審裁判所は、脳指紋技法から得られた証拠を提出することを認めた。この技法を発明した科学者が検査を行い、被告の脳には殺人に関する情報が含まれていなかったと結論付けた。最終的には、新たに見つかった証拠に基づいて被告は釈放されたため、同州最高裁判所において科学的証拠の許容性やその有効性について議論されることはなかった。

また、少年犯罪者の量刑に関する刑事裁判において神経科学が用いられた事例として Roper v. Simmons⁽¹¹⁶⁾ 事件があり、合衆国最高裁判所は、年長の未成年者に対して死刑を禁止する際の理由付けを支持するために、子どもの発達に関する神経科学理論を用いた。同裁判所は、合衆国憲法修正第8条（残虐・異常な刑罰の禁止）および修正第14条（デュープロセス条項）は、死刑に値する犯罪をした時点で18歳未満の者に対しては死刑を禁止していると判示した。⁽¹¹⁷⁾ 同裁判所は、青年期の脳の発達に関する科学を参照し、現在の科学者は青年が未成熟であることを脳線維の状態から立証することができるのであり、青年期の脳は長期的な計画や衝動のコントロール、リスク算定のような機能をサポートするのに十分なほど発達していないという全米医師会の結論を受け入れた。⁽¹¹⁸⁾

(114) 27 P.3d 192 (Wash. 2001).

(115) 659 N.W.2d 509 (Iowa 2003).

(116) 543 U.S. 551 (2005).

(117) *Id.* at 578.

(118) *Id.* at 568; Eggen & Laury, *supra* note 107, at 250-251.

刑事事件以外でも神経科学が用いられて注目を集めた事例としてBrown v. Entertainment Merchants Ass'n⁽¹¹⁹⁾ 事件がある。本件では、子どもへの暴力的なビデオゲームの販売を制限しているカリフォルニア州法が合衆国憲法修正第1条（表現の自由）に違反しているか否かが争われ、合衆国最高裁判所は、暴力的なビデオゲームと子どもの暴力的な行動との関係を示す証拠を認めなかった⁽¹²⁰⁾。同裁判所は、カリフォルニア州が同州法を支持するための研究を信頼していることは認識していたが、その研究が因果関係というよりも相関関係を実証しているため、その研究を信じなかったのである⁽¹²¹⁾。反対意見においてBreyer裁判官は、暴力的なビデオゲームと暴力的な行動との関係を立証している脳機能イメージングを含む多くの研究について言及し、同法が修正第1条に違反していないことを支持する証拠が存在すると結論付けた⁽¹²²⁾。この見解は判決として認められなかったが、合衆国最高裁判所が再び神経科学的な証拠について強調したという点で非常に重要である。本判決は、神経科学が法のすべての面に出現しており、すでにいくつかの重要な事例において上級裁判所で議論されているということを示した⁽¹²³⁾。

このように、不法行為以外では、裁判所において神経科学的な証拠が認められる場合も見受けられる。ただし、これらの事例で用いられた神経科学的な証拠は、個別事例における被告個人の精神状態を判断するのではなく、一般化された傾向を示すものにすぎない。今後、神経科学の発展にともない、不法行為法やその他の法分野においても神経科学的な証拠が認め

(119) 131 S. Ct. 2729 (2011).

(120) *Id.* at 2768.

(121) *Id.* at 2739.

(122) *Id.* at 2771-79 (Breyer, J., dissenting).

(123) Eggen & Laury, *supra* note 107, at 252.

られる可能性が十分にあるであろう。

3. 証拠の許容性テスト

裁判所において科学的な証拠が証拠として有効かという証拠の許容性に関する伝統的なルールは Frye ルールと呼ばれ、Frye v. United States 事⁽¹²⁴⁾件の判決において、その科学技術が当該分野で一般的に受け入れられているか否かという点のみに基づいて判断するという基準が示された。Frye ルールは、その後、連邦裁判所において、専門家による証拠の許容性を決定するために複数の要素を含むテストである連邦証拠規則 (Federal Rules of Evidence) に取って代わられた⁽¹²⁵⁾。そして、連邦証拠規則が Frye ルールに取って代わったことが明らかになった事例として Daubert v. Merrell Dow Pharmaceuticals, Inc. 事件 (以下、本判決で示された基準を「Daubert ルール」という⁽¹²⁶⁾) があり、合衆国最高裁判所は、連邦証拠規則に基づいて提供された科学的な証拠に信頼性があるか否かを事実審裁判所が決定するのを手助けするための「一般的な判断基準」を提示した。その基準とは、①科学的な理論または手法が科学的な手法の原則によって試されてきたか否か、②その研究が公表されているか否か、または他の形式の評価を受けているか否か、③その技術で認識されている誤差の割合、④その方法がその分野で一般的に受け入れられてきたか否か、⁽¹²⁷⁾である。

Daubert ルールと Frye ルールのいずれに従うのかにかかわらず、このテストを科学的証拠の許容性に実際に適用することは、裁判所にとってしばしば問題がある⁽¹²⁸⁾。例えば、Rakoff 裁判官は、自身が担当したマオウ製

(124) 293 F. 1013 (D.C. Cir. 1923).

(125) Fed. R. Evid. 702.

(126) 509 U.S. 579 (1993).

(127) *Id.* at 593.

造物責任訴訟⁽¹²⁹⁾を例に挙げて、このようなルールは抽象的な概念としてはよくできているが、実際の事例に適用するのはそう簡単ではないと述べられた。⁽¹³⁰⁾本判決は、一種の妥協案であるが、連邦証拠規則の基準を現実の状況に合わせようという試みであり、この妥協案は800件以上の訴訟の大部分を解決するためには十分であった。⁽¹³¹⁾しかし、Rakoff 裁判官は、何が正しい科学であり何が正しくない科学であるのかを法が判断する権限が強くなるにつれて、私が科学的なゲートキーパーとしてマオウ訴訟において直面した困難は、私や他の連邦裁判所の裁判官が今後数年で直面するであろう困難に比べると取るに足らないものであると述べた。⁽¹³²⁾すべての種類の事例において神経科学的な証拠が一般的に提出されるようになるにつれて、

(128) Eggen & Laury, *supra* note 107, at 283.

(129) *In re Ephedra Prod. Liab. Litig.*, 393 F. Supp. 2d 181 (2005). マオウという植物に由来する物質は、FDA (米国食品医薬品局) によって禁止される直前まで、減量やエネルギーの増加、運動能力の向上のための「自然な」手段として販売されていた。しかし、マオウを服用した数百万人が脳出血や心臓発作を起こし、800件以上の訴訟が提起された。争点は、マオウが脳出血や心臓発作の原因であるか否かであるが、科学的に因果関係を立証することは現実的には非常に困難である。まず、FDAの許可を得ることが困難である上に、たとえ許可が得られたとしても、これを一定数の人に服用させて脳出血や心臓発作が起こるのかを実証するわけにもいかない。疫学的研究という方法もあるが、科学的説得力を持つのに十分な実験を行うのであれば、膨大な時間と費用がかかるため、現実的ではない。最終的に、Rakoff 裁判官は、原告側の専門家証人はマオウが脳出血や心臓発作の原因であることを科学的な確実性をもって立証したわけではないが、動物実験等に基づいてマオウが脳出血や心臓発作に寄与した要因であるという証言を認めた。

(130) Hon. Jed. S. Rakoff, *Science and the Law: Uncomfortable Bedfellows*, 38 Seton Hall L. Rev. 1379, 1388 (2008).

(131) *Id.* at 1391.

(132) *Id.* at 1392.

Daubert ルールや Frye ルールが科学的証拠の許容性に関して裁判所の決定に提示した課題の程度が大きくなるのは確実である。⁽¹³³⁾

4. 神経科学的な証拠の導入可能性とその問題点

不法行為法の目的や機能に照らして、たとえ神経科学的な証拠によって精神疾患を客観的に立証することが可能であるとしても、法廷で証拠として認めるためには多くの問題が残されている。例えば、同じ刺激を受けたとしても個々人の脳の状態は様々であり、反対に、複数の人が同じ行動を取っているからといって同じ脳の状態であるとは限らない。⁽¹³⁴⁾したがって、平均化して一般的な傾向を示すことはできたとしても、特定の個人の精神状態と特定の行動との因果関係を正確に立証することまではできない。また、特定の脳の状態が特定の行為の原因であることを立証するのは困難であり、脳の状態と行動との間に相関関係があったとしても因果関係があるとは言えない場合も多い。さらに、人間の脳は時間とともに変化するため、不法行為後に行われる検査時の脳の状態が、必ずしも不法行為時の脳の状態であるとはいえないという指摘もある。⁽¹³⁵⁾しかし、そうであるからといって、神経科学が不法行為法において全く役に立たないというわけではなく、臨床研究によって一般的な傾向を明らかにし、特定の個人の症状

(133) Eggen & Laury, *supra* note 107, at 283.

(134) *Id.* at 275-276; Stephen J. Morse, *Brain and Blame*, 84 *Geo. L. J.* 527, 534 (1996).

(135) Eggen & Laury, *supra* note 107, at 278; Grey, *supra* note 95, at 678; Teneille Brown & Emily Murphy, *Through a Scanner Darkly: Functional Neuroimaging as Evidence of a Criminal Defendant's Past Mental States*, 62 *Stan. L. Rev.* 1119, 1167 (2010). 例えば、United States v. Semrau, 693 F.3d 510 (6th Cir. 2012) 事件では、被告は行為時に詐欺の意図がなかったことを立証するために、正式事実審理の数年前に行った fMRI テストの結果を証拠として提出しようとしたが、認められなかった。

を判断するためのスタート地点とすることは可能である。⁽¹³⁶⁾ 一般的な不法行為訴訟においても、状況証拠やその他の証拠から被告に故意またはネグリジェンスがあったか否かを推測しているのであり、神経科学によって一般化された証拠を被告の精神状態を推測するための1つの証拠として用いることは可能ではないか。⁽¹³⁷⁾ これは反証を要する証拠ではなく、その証拠を採用するかどうかは陪審の判断に委ねられる。⁽¹³⁸⁾ たとえ必ずしも行為時の脳の状態を再現することができずとも、被告の判断能力を阻害するような脳の障害があったか否かを陪審が決定する際の一助となり得るのである。⁽¹³⁹⁾

また、精神疾患を客観的に立証することが困難であるという根拠に対して、現在では神経画像によって精神疾患の器質的基礎の少なくともいくつかを突き止めることができるため、精神疾患者と身体障害者に異なる基準を設けることはもはや支持され得ないのではないかという指摘がある。⁽¹⁴⁰⁾ 確かに、多くの精神疾患には器質的な原因があり、(判例法上はそのようになっていないが) 社会では精神疾患と身体障害を同じように扱おうとする傾向がある。しかし、リステイメントのコメントでは、「多くの事例では、深刻な精神疾患と不合理に見える行動との間の因果関係を確かめるのが困難となり得る。さらに、非常に深刻な精神疾患のために他人の安全を脅かすような行動をしそうな人が、通常の社会活動に参加することが許されるべきなのかについては疑問がある。」⁽¹⁴¹⁾ として、すべての精神疾患を考慮しないことを正当化している。したがって、これらの正当化根拠が有効である限りは、精神疾患の器質的な基礎が立証され得る場合にも、精神疾

(136) Eggen, *supra* note 82, at 642.

(137) Eggen & Laury, *supra* note 107, at 285; Grey, *supra* note 95, at 678.

(138) Eggen & Laury, *supra* note 107, at 285-286.

(139) Grey, *supra* note 95, at 676.

(140) Eggen & Laury, *supra* note 107, at 270; Grey, *supra* note 95, at 680.

(141) Restatement (Third) of Torts §11 cmt. e (2010).

患者を客観的合理人と区別することは正当化され⁽¹⁴²⁾ない。しかし、今後、神経科学的な証拠が証拠の許容性ルールを満たし、精神疾患に関する脳の器質的基礎を立証することが可能になると、精神疾患と身体障害の区別は廃止され、精神疾患も陪審がネグリジェンスを判断する際の状況の1つとして考慮することが認められる⁽¹⁴³⁾であろう。将来的にすべての精神的病気や疾患の器質的基礎が発見される時には、精神疾患のルールを完全に廃止し、すべての精神疾患を身体障害と同様に扱う方向に動く⁽¹⁴⁴⁾であろう。しかし、すべての器質的な原因が立証されていない現段階では、精神疾患を考慮しない伝統的なルールを維持することが不合理である⁽¹⁴⁵⁾といえないのである。

その他の問題として、神経科学的な証拠はまだ新しく裁判所に提出された先例がほとんどないこと、証拠の許容性の基準を満たしていないこと、また、この基準は法と科学のどちらが設定すべきなのかということ、神経画像自体および法廷でこれを解釈する専門家に高額な費用がかかること等、⁽¹⁴⁶⁾様々な課題が残されている。しかし、今後神経科学は正確性や信頼性が高まる⁽¹⁴⁶⁾ことが期待できるため、不法行為訴訟における神経科学的な証拠の導入可能性を検討する必要がある。

神経科学の発達によって、また、刑事事件では実際に被告が精神疾患を抗弁として無罪になっているため、立証が困難というのは本質的な理由ではないと考えられる。精神疾患を抗弁として認めないというルールを維持している他の根拠にどれほどの説得性があるのかを含めて、このルールを再考する必要がある。今後ますます発達するであろう神経科学技術を念頭

(142) Eggen & Laury, *supra* note 107, at 290.

(143) *Id.* at 289-290.

(144) *Id.* at 290; Grey, *supra* note 95, at 680.

(145) Eggen & Laury, *supra* note 107, at 290.

(146) *Id.* at 302.

に置き、客観的に立証可能な精神疾患と身体障害との区別の必要性を検討した上で、精神疾患を証拠の1つとして認めることが可能になるのではないかと考えられる。

V. お わ り に

本稿では、アメリカ法における精神疾患者の不法行為責任について検討してきた。精神疾患者は、原則として、自己の不法行為に対して客観的合理人の基準に基づいて責任を負うのであり、精神疾患を理由として責任が免除または軽減されることはない。この原則は、伝統的に、①立証の困難さ、②精神疾患を偽装することの防止、③損害を引き起こした当事者自身による責任の負担、④相続人へのインセンティブ、という4つの根拠に基づくものであると考えられてきた。特に、立証が困難であるという点が主な根拠として主張されてきたが、近年の神経科学の発達によって精神疾患を客観的に立証することが一定程度可能になってきている。しかし、他の根拠との関係もあり、立証問題が解決されたとしても、精神疾患を抗弁として認めるためには依然として問題が残されている。現在、身体的症状に基づく突発的な心神喪失に陥った者の不法行為責任は否定されているため、今後、神経科学に関する議論が進むにつれて、精神疾患と身体障害を区別することなく、行為時に精神疾患であったことを1つの証拠として提出することが可能になるのではないかと考えられる。

このように、アメリカ法では、精神疾患者は客観的合理人の基準に基づいてネグリジェンスが認定され、責任を負うと考えられており、わが国のように本人の責任を精神疾患によって免除し、被害者救済のために監督義務者に実質的な無過失責任を負わせることはない。というのも、アメリカ不法行為法においては、過失責任主義のもと、行動の自由を保障し、防止できる事故については防止措置を取らなかったことによって責任を負い得

るが、防止することができないような事故にまで被害者救済のために責任を負わせることはしない。

わが国では、精神疾患者が不法行為をした場合には、本人を免責して監督義務者に責任を負わせてきたため、本人の過失を厳密に認定することはなかったが、JR 東海事件を契機として、精神疾患者には法定の監督義務者が必ずしも存在しているわけではなく、仮に監督義務者が存在したとしても監督義務を尽くしていた場合には責任を負わないという方向性が示された以上、精神疾患者自身が責任を負う可能性も視野に入れて、本人の過失認定基準を明確化する必要があると考えられる。アメリカ法における精神疾患者の不法行為責任に関しては、原則として、客観的合理人の基準を適用してきたが、近年の神経科学の発達にともなって、被告の症状を客観的に認定し、それに応じた基準を設けることが可能になりつつある。わが国においても、精神疾患者の不法行為責任に関する規定は、認知症高齢者の増加に伴って、制定時に想定されていた状況とは異なってきているため、本人および監督義務者の責任のあり方を再検討する必要がある。これまで通り、精神疾患を理由として直ちに免責し、監督義務者に責任を負わせるのではなく、本人が責任を負う可能性をも広く検討する必要があるのではないかと考えられる。そのため、当該行為について責任能力がないとされる基準を高く設定し、民法713条の責任無能力による免責範囲を限定すべきではないかと考えられる。これだけでは被害者救済が十分に行われるわけではないため、実情に応じた保険制度の充実が必要である。ただし、保険に頼って抑止効果がまったく働かないというモラルハザードに陥らないように、監督義務者にも一定の義務を課す必要はあり、総合的に被害者救済と抑止効果とのバランスが取れた制度の検討が必要であると考えられる。

わが国において、JR 東海事件を契機として浮き彫りになった認知症高齢者の不法行為に対する監督義務者の責任という問題は、高齢化社会が進
438(1230) 法と政治 69巻2号II (2018年8月)

むにつれて、ますます重要となってくるであろう。このような問題は、制定時には想定されていなかったことであり、時代の変化に応じた柔軟な対応が求められる。これまでのように監督義務者に責任を負わせる制度には限界があるのであり、監督義務者の責任を限定するためには、アメリカ法において検討してきた精神疾患患者自身のネグリジェンス認定基準を参考に、本人の具体的な過失の有無を判断する必要があるのではないかと考えられる。精神疾患患者であっても資力がある場合や保険に加入している場合も考えられ、また、加害者の無資力のリスクは、精神疾患者に限ったことではないため、被害者の救済に関しては別途政策的な面からも総合的に検討する必要がある。

Tort Liability of Mentally Disabled Persons in the U.S.

Yoshie OKITA

In the U.S., mentally disabled persons are liable for their torts based on the standard of ordinary prudent person, therefore, they are not exempted from liability just because they are mentally disabled.

On the other hand, in Japan, mentally disabled persons are not liable for their torts because they do not have ability to understand and control the conduct of their own. Instead, family members who are in position to supervise that mentally disabled persons are held to be liable. Although they are exempted from liability when they prove they did not fail to fulfill their duty, it is, in fact, quite difficult to prove that.

This article intends to find the possibility that mentally disabled persons in Japan are held to be liable for their own torts by clarifying the negligence standard of mentally disabled persons in the U.S., focusing on neuroscientific evidence recently developing.